

## NISA の勧誘及び販売時における留意事項について

平成 25 年 6 月 6 日  
平成 26 年 5 月 27 日改訂  
NISA 推進・連絡協議会

平成 26 年 1 月より、約 1,600 兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るための、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下「NISA（ニーサ）」といいます。）が実施されました。

NISA 推進・連絡協議会では、平成 25 年 6 月に、制度開始に向け、第一種金融商品取引業者、登録金融機関及び投資信託委託会社（以下「金融機関等」といいます。）における非課税口座（以下「NISA 口座」といいます。）の開設及び NISA 口座を通じた上場株式等の勧誘及び販売時の留意事項について、下記のとおり取りまとめたところですが、平成 26 年 3 月 31 日、平成 26 年度税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律（法律第 10 号）等が公布され、NISA に係る改正も行われたことから、今般、その改正も踏まえて本留意事項についても改訂いたしました。

今後、同協議会を構成する各業界団体の会員である金融機関等においては、当該留意事項を踏まえた適切な勧誘及び販売を行うものとします。

### 記

#### 1. NISA の導入趣旨及び目的を踏まえた勧誘及び販売における留意事項について

NISA の当初の導入趣旨及び目的は、「個人の株式市場への参加を促進する」ことであったが<sup>1</sup>、平成 25 年度税制改正において「約 1,500 兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進する」ことが新たに追加された<sup>2</sup>。

このことは、既に証券投資を行っている層、以前に証券投資を行っていたが中断している層、投資経験が浅い層や投資経験がない層など国民各層が、等しく証券投資による非課税メリットを享受することにより、自助努力に基づく中長期の資産形成による成功体験を積み上げ、資産形成に係る習慣の定着、ひいては「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものとするのが企図されているものと考えられる。

また、個人投資者や金融機関等など市場関係者からは、NISA は、いくつかの制約や条件等<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 平成 22 年度税制改正大綱（[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2010/zei001b.htm#04\\_02](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/zei001b.htm#04_02)）参照。

<sup>2</sup> 金融庁「平成 25 年度税制改正について一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一」（<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130129-2/01.pdf>）参照。また、平成 24 年 7 月 31 日に閣議決定した「日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～」（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/pdf/20120731/20120731.pdf>）では、「国内外の資産への長期・分散投資による資産形成の機会を幅広い家計に提供する観点から日本版 ISA について所要の検討を行い、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る。」ことが掲げられている。

<sup>3</sup> 具体的には、①NISA 口座は一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと（金融機関等を変更した場合を除く）、②NISA 口座の損失はないものとされること（特定口座及び一般口座で保有する他の上場株式等の売買益や配当等との通算はできないこと）、③非課税取得枠（年間 100 万円）が設定され NISA 口座で一度売却するとそ

が付されており、それらによる制度の分かり難さや使い勝手の悪さが指摘されているが、他方で、これらの制約や条件等は、NISA の導入趣旨及び目的である、幅広い国民各層における中長期的な資産形成を支援・促進させる面<sup>4</sup>も指摘されている。

NISA を利用する層としては、投資経験及び投資資金ともに豊富で比較的年齢の高い層だけでなく、投資経験が浅くまた投資資金が少ない若年層まで幅広く考えられるため、特定の投資スタイルや投資行動に限定されるのではなく、本制度のなかで多様な資産形成ニーズに則した利用が考えられる。いずれにしても、その導入趣旨及び目的に則した利用の拡大を推進することは不可欠であり、その積み重ねを通じて期待される効果が発現すれば、本制度の延長及び恒久化並びに拡充及び簡素化に係る改正に繋がることも期待される<sup>5</sup>。

このように、金融機関等では、NISA の導入趣旨及び目的を踏まえつつ、個人投資者の生活設計やマネープランを考慮のうえ、NISA の提案及び利用並びに金融商品の提供及び勧誘等を行うべきである。

なお、NISA の導入は、投資経験の浅い層や投資経験がない層に対して、金融リテラシーの向上を促し、金融機関等にとって将来のコアとなる顧客へと育てていく貴重な機会と言える。そこで、こうした層が NISA を利用するに当たって、投資に関する基本的な知識や考え方について、何らかの機会・ツールを通じて、平易に分かりやすく伝える努力をすべきである。

## 2. NISA の主な制度上の留意事項について

NISA が我が国の国民に幅広く利用され、また、定着していくためには、利用者及び金融機関等において、その仕組み及び特性等が正確かつ十分に理解されることが不可欠といえる。

このため、国民各層が NISA の特性を踏まえ、適切かつ安定的な証券投資及び資産形成を行うことができるよう、業態横断的な NISA の主な制度上の留意事項を次のとおり取りまとめた。

### (1) NISA 口座は一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと（金融機関等を変更した場合を除く）

NISA では、税務当局及び金融機関等が非課税投資枠を適切に管理し、また、制度自体の簡素化<sup>6</sup>を図る観点から、特定口座とは異なり、NISA 口座は基本的に一人一口座（一金融機関等）しか開設できない。口座開設金融機関等の変更手続を行った場合には、複数の金融機関等に

---

の非課税取得枠の再利用はできないこと（NISA 口座でのスイッチングが事実上できないこと）、④NISA 口座から払い出された上場株式等の取得価額は払出時の時価となること、⑤配当等は NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されなければ非課税とならないこと等が挙げられる。

<sup>4</sup> いわゆる「金持ち」優遇措置とはせず少額投資による中長期的な資産形成に資する観点からの年間 100 万円の非課税取得枠及び 5 年間の非課税期間の設定のほか、いわゆる「回転売買」優遇措置とならないためのスイッチングの非課税取得枠への算入などが講じられているとの指摘がある。

<sup>5</sup> NISA のモデルとなった英国の ISA では、当初、2009（平成 21）年までの時限措置として導入されたが、導入 7 年後にその効果を政府が検証したところ、貯蓄や投資を広く英国国民に普及し、とりわけ低所得者層や若年層に普及したことが評価された結果、2008（平成 20）年に恒久化され、また、現行のように制度が拡充及び簡素化された（「英国の ISA（Individual Savings Account）の実施状況等について～英国の ISA の実態調査報告～」（[http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/houkoku\\_uk\\_isa\\_20121127.pdf](http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/houkoku_uk_isa_20121127.pdf)））。

<sup>6</sup> 平成 25 年度税制改正前は、個人投資者及び金融機関等は、毎年、NISA 口座の開設手続が必要とされていたが、平成 25 年度税制改正により、勘定設定期間毎に NISA 口座の開設手続を行えばよいこととされた。なお、勘定設定期間とは、①平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの期間（4 年間）、②平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの期間（4 年間）、③平成 34 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの期間（2 年間）をいう。

NISA 口座が存在することとなりうるが、その場合であっても各年において NISA 口座での買付けは 1 つの NISA 口座でしか行うことができない<sup>7</sup>。また、他の金融機関等に NISA 口座内上場株式等を移管することもできない。

なお、非課税措置が有効活用され、個人投資者が安定的に中長期的な資産形成を行うためには、金融商品の選択が重要な要素のひとつとなるが、ある金融機関等に NISA 口座を開設し、その年に既に上場株式等の買付けを行っていた場合、当該金融機関等で取り扱っていない金融商品を購入しようとしても、同一年内に他の金融機関等に NISA 口座を変更することはできない。

以上から、個人投資者が NISA 口座において購入したい金融商品又は当該金融商品を提供する金融機関等を適切に選択できるよう、金融機関等では、NISA 口座開設の勧誘や申込みの受付までに、①NISA 口座は一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと（金融機関等を変更した場合を除く）、また、異なる金融機関等に NISA 口座内の上場株式等の移管ができないこと、②自社で取り扱い、又は取り扱うことができる金融商品の種類（上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託など）について、それぞれ当該個人投資者に必要な応じて、誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明するべきである。

## (2) NISA 口座での損失は税務上ないものとされる

NISA 口座における配当所得及び譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となるが、その損失はないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との通算が認められない。また、非課税期間が満了した場合等に、NISA 口座から上場株式等が払い出される場合（いわゆるロールオーバーにより再度異なる年分の非課税管理勘定に移管されるときを含む。）には、当該払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされる。

NISA を利用する層としては、投資経験者から投資未経験者まで幅広く考えられるが、特に、投資未経験者や投資経験の浅い個人については、リスク許容度が低いことが指摘されている。

金融機関等は、NISA 口座内の上場株式等の譲渡損失は他の課税口座における配当所得及び譲渡所得等との通算ができないことを個人投資者に説明するべきであり、個人の属性やニーズ、投資知識を踏まえた適切な金融商品の勧誘・提供等を行うべきである。

## (3) 非課税投資枠（年間 100 万円）が設定され NISA 口座で一度売却するとその非課税投資枠の再利用はできない

NISA では、非課税投資枠である年間 100 万円の範囲で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされる。しかしながら、一旦使用した非課税投資枠は再利用できないため、上場株式等を売却した場合であっても当該上場株式等を購入する際に使用した非課税投資枠は再利用できない。また、株式累積投資（いわゆる株るいとう）の配当金や分配金再投資型の公募株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該配当金や分配金による

<sup>7</sup> NISA 口座での買付けを行う金融機関等を変更する場合には、変更前金融機関等にも過年度分の非課税管理勘定に係る口座が存続することとなり、変更後の金融機関等に開設された口座に加えて複数の口座を保有することとなる。ただし、その場合においても買付けは変更後の金融機関等においてのみ可能となる。

当該上場株式等の再投資（自動買付け）を行えば、その分が非課税投資額に算入される（当該投資金額と当初買付分と合わせて年間 100 万円までしか利用できない。）。

したがって、NISA の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法等は NISA を十分に利用できない場合があることから、金融機関等は、NISA の制度設計・趣旨を踏まえた投資の紹介・提案や適切な金融商品の勧誘・提供等を行うべきである。

とりわけ、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA によるメリットを享受できるものではないことから、投資信託の勧誘及び販売時には適切に説明を行うべきである。

#### (4) 配当等は NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されないものは非課税とならない

NISA の非課税の適用を受ける配当等とは、NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されたものに限り、発行者から直接交付されるものは課税扱いとなる。このため、取引所金融商品市場に上場する上場株式等の配当等の受領方式については、金融機関等の取引口座で受領する方式<sup>8</sup>が採用されるようあらかじめ手続を行う必要がある。

また、上場株式等の配当等について、金融機関等の取引口座で受領する方式を選択している株主等の割合は、平成 26 年 4 月末現在で 20%に満たないなど、その利用割合は低いといえる。

このため、金融機関等は、NISA において上場株式等の配当等のうち、NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されないものについては非課税の適用は受けられないことを、個人投資者に説明すべきである。

以 上

<sup>8</sup> 上場株式、上場優先出資、上場投資口（J-REIT）、上場証券投資信託の受益権（ETF）及び上場受益証券発行信託の受益権（ETN）が該当する。金融機関等の取引口座で受領する方式を、「株式数比例配分方式」という。なお、公募株式投資信託（上場証券投資信託の受益権（ETF）を除く。）の配当等については、すべて NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されるため、特段の手続を経ずとも非課税の適用が受けられる。